

## 完了検査の流れと対応について

書類検査と現地検査は状況により、順番が前後する場合があります



一般財団法人日本建築センター  
The Building Center of Japan

意匠、構造、設備、省エネ、昇降機（別願）の各班ごとに検査を行いますので可能な限り、班体制を整えてください



① ～書類検査～ 確認申請副本（計画・軽微変更共）、工事監理書類及び施工写真、各種データ根拠などをご準備ください

### 検査実施用図面準備のお願い ※強制ではありません

【可能であれば確認申請図面のカラー写（直近の計画変更及び軽微変更含む）を意匠班用として 1部 ご準備いただくと助かります◎】

・配置図、**法規チェック平面図は2部（意匠班・設備班）**、断面図、立面図、バリアフリー図、検証法図など

### 検査に必要な書類

#### 【各班ごとに必要な書類】

・構造施工結果報告書等（RC、鉄骨）  
・建築設備工事監理状況報告書等  
（報告書、概要書、状況調査）  
・省エネ基準工事監理報告書

#### 【建築基準関係規定に係る検査済証等がある場合】

・消防法、都市計画法、都市緑地法、屋外広告物法ほか、関係規定に基づく検査済証などの書類

#### 【法7条の5に基づく検査の特例を受ける場合の施工写真】

・屋根の小屋組の工事、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事、RC造の基礎の配筋工事及び特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における構造耐力上主要な部分の軸組、仕口等の接合部、鉄筋部分等の工事完了時の写真

### 検査時の提示及び提出書類

【各班ごとに下記資料をご提示ください】

意匠：シックハウス(F☆☆☆☆の写真)、主要構造部の耐火構造写真など

構造：施工結果報告書等に基づく監理書類・試験結果など

設備：建築設備工事監理状況報告書等に基づく写真・データなど

省エネ：省エネ基準工事監理報告書に基づくデータ・測定結果など

昇降機：試験成績表、ミルシート、エスカレーターかかり代写真など

遡及確認：増築申請の場合、既存建築物の遡及対象の写真など

② ～現場検査～ 現場にて、目視・計測・動作確認等の検査を行いますので、計測機器などをご準備ください

### 完了検査についてのQ&A 詳細は担当検査員にご相談ください

Q：建築基準関係規定に基づく行政庁の検査（消防、開発、緑化、バリアフリーなど）がある場合は、どちらを先に受けたいですか？

A：特に決まりはありませんが関係規定の検査状況によっては、完了検査に影響を及ぼす可能性もあるため、完了検査前に受検することを推奨します。

Q：高層ビルや悪天候など、建物の高さ計測が困難な場合はどうしたらよいですか？

A：高さ計測が困難な場合、施工図にて高さ確認チェックを行った資料や、事前に計測を行った高さ計測資料などをご提出ください。

### ③ ～検査結果とその対応～

#### 【図書提出が必要な場合】

・**軽微変更**：軽微な変更説明書を提出（完了検査申請書第三面【10】への記載又は追記内容を検査員と協議ください）  
・**追加説明**：追加説明書を提出（追加説明の根拠法、提出期限、提出図書を検査員と協議ください）

#### 【その他の場合】※検査内容によります。

・追加検討書類の提出、書類不備の修正、許認可写しの提出など。

#### 【写真報告が必要な場合】※右図参考

・指摘内容に対応した**施工前後の写真**について報告してください。

・**写真はカラー**で見やすいように撮影してください。

・**計測写真は数値が見えるよう**に撮影してください。

・**A4ファイルなどでまとめていただく**と確認しやすいです。

・概要は写真の内容がわかるように記載ください。

ex. “**自閉装置未設置：A棟3階、事務室、ドアクローザー設置前**”  
“**自閉装置設置：A棟3階、事務室、ドアクローザー設置後**” など。

・**その他詳細**については担当検査員にご相談ください。

写真 概要記載

写真 概要記載

写真 概要記載

写真 概要記載

### ④ ～検査済証の交付とお渡し～

【交付のタイミング】：③の検査指摘とその対応について、各担当検査員が確認完了後に交付手続きとなります。

【お渡しのタイミング】：業務課担当より連絡票記載のご担当者様にご連絡いたします。その後、ご来社いただきお渡しとなります。

## 1. 手続きの流れ

- 検査希望日が決まりましたら、遅くともその**2週間前まで**にお電話等でお打ち合わせ後、検査予約をお願いします。
- 検査日決定後、検査日の**1週間前まで**に下記2(1)の書類を提出してください。
- 完了検査引受後に請求書を送付いたしますので、検査日の前日までに手数料を納付してください。
- 完了検査当日、下記2(2)の書類を検査会場に準備**してください。内容は事前に担当検査員に確認してください。仮使用認定時に提出している場合も再度提出してください。
- 電子申請をご希望の場合は、BCJwebサイト「**電子申請(本申請)のご案内**」ページをご覧くださいの上、**2週間前まで**にお申込みください。

## 【完了検査予約・電子申請(本申請)のご案内】

## 〈完了検査予約：建築物・工作物〉

[https://www.bcj.or.jp/form/kensayoyaku\\_bldg/](https://www.bcj.or.jp/form/kensayoyaku_bldg/)


## 〈完了検査予約：昇降機〉

[https://www.bcj.or.jp/form/kensayoyaku\\_ev/](https://www.bcj.or.jp/form/kensayoyaku_ev/)


## 〈電子申請(本申請)のご案内〉

<https://www.bcj.or.jp/inspection/confirm/elect/>


## 2. 必要書類

## (1) 完了検査日の1週間前までに提出していただく書類

書類名	部数	備考
<input type="checkbox"/> 連絡票	1	
<input type="checkbox"/> 現場案内図（最寄駅、現場事務所の位置及び検査日当日の連絡先を明記してください。）	1	※1
<input type="checkbox"/> 完了検査申請書（建築基準法施行規則第19号様式 第1面～第4面）	1	
<input type="checkbox"/> 委任状（代理者が申請する場合）又はその写し	1	※2
<input type="checkbox"/> 軽微な変更説明書（直前の確認済証交付後に軽微な変更がある場合） （建築計画概要書の内容に係る変更がある場合、建築計画概要書一式を提出してください。）	1	※3
<input type="checkbox"/> 確認に要した図書・確認済証（写）（直前の確認済証の交付者が当財団以外の場合）	1	
<input type="checkbox"/> 中間検査合格证（写）（当財団以外で交付された中間検査合格证がある場合）	1	
<input type="checkbox"/> 都市緑地法第43条第1項の認定に係る認定書（写）（該当する場合）	1	
<input type="checkbox"/> その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するために特に必要があると認めて規則で定める書類	1	3.⑥
＜省エネ適合性判定又はそれに代わる認定を受けた建築物を含む場合は以下も提出してください＞		
<input type="checkbox"/> 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 （省エネ適合性判定を受けた計画に対して、省エネ基準に係る軽微な変更がある場合）	1	
<input type="checkbox"/> 軽微変更該当証明書（写）及び添付図書（写） （省エネ適合性判定を受けた計画を変更し、軽微変更該当証明書の交付を受けた場合）	1	※4
<input type="checkbox"/> 建築物省エネ法に係る以下のいずれかの図書		
<input type="checkbox"/> 省エネ適合判定通知書（写）・計画書（写）・判定に要した図書		※5
<input type="checkbox"/> 建築物省エネ法第23条の大臣認定に係る認定書（写）・認定に要した図書	1	※6
<input type="checkbox"/> 性能向上計画認定に係る認定書（写）・認定に要した図書		※7
<input type="checkbox"/> 低炭素認定に係る認定書（写）・認定に要した図書		

## 【各担当の連絡先】

- ①事務手続きに係る内容 : 03-5283-0469 (業務課)  
 ②意匠に係る内容 : 03-5283-0470 (建築審査課)  
 ③構造に係る内容 : 03-5283-0472 (構造審査課)  
 ④設備・昇降機に係る内容 : 03-5283-0471 (設備審査課)  
 ⑤省エネに係る内容 : 03-5283-0480 (省エネ審査課)

## 【完了検査申請必要書類 ダウンロード】

<https://www.bcj.or.jp/inspection/confirm/confirm02/>


- ※1 現場事務所と検査員の集合場所が異なる場合は、集合場所も明記してください。  
 ※2 建築確認又は中間検査と一括委任されている場合はその写しで構いません。  
 ※3 敷地面積、建築面積、延べ面積、高さに変更があった場合は、変更後の数値も記載してください。また、**完了検査申請書の第三面10欄**も同様に、変更後の数値も記載してください。  
 ※4 当財団で軽微変更該当証明書の交付を受けた場合は不要です。  
 ※5 直前の確認済証交付後、省エネ性能に係る計画変更を行っていない場合は、判定又は認定に要した図書以外の書類（判定通知書、計画書、認定書）は不要です。  
 ※6 当財団で省エネ適合判定通知書の交付を受けた場合は不要です。  
 ※7 判定又は認定に要した図書は、検査済証交付時にご返却いたします。

## (2) 完了検査当日、現場に準備していただく書類

書類名	部数 ※1	備考
<input type="checkbox"/> 施工結果報告書	2	※2
<input type="checkbox"/> 建築設備工事監理状況報告書・建築設備概要書・建築設備工事監理状況調査	2	※2
<input type="checkbox"/> 防火戸・防火ダンパー等運動設備試験記録・予備電源（自家発電装置）試験報告書・予備電源（蓄電池設備）試験報告書	2	
<input type="checkbox"/> 昇降機工事監理状況報告書・昇降機工事監理状況調査（建設地が東京都・大阪府の場合）	2	
<input type="checkbox"/> 施工状況を写した写真（法第7条の5に基づく検査の特例を受ける場合）	1	※3
＜省エネ適合性判定を受けた建築物を含む場合は以下も提出してください＞		
<input type="checkbox"/> 省エネ性能に係る以下の図書		
<input type="checkbox"/> 省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）	2	※2
<input type="checkbox"/> 省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）		

- ※1 2部ご提出いただく書類は受領後、受領印を押印して1部ご返却いたします。  
 ※2 **特定行政庁が定める様式等がある場合**、定めに基づき、その様式等で提出してください。**定めがない場合**は、当財団の様式で提出してください。

## 【例】施工結果報告書【定めがない場合（当財団の様式）】

- 鉄筋コンクリート工事関係  
コンクリート工事施工結果報告書（2部）※1
- 鉄骨工事関係  
鉄骨工事施工結果報告書（2部）※1

- ※3 屋根の小屋根の工事、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事、RC造の基礎の配筋工事及び特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における構造耐力上主要な部分の軸組、仕口等の接合部、鉄筋部分等を写したものを（直前の中間検査後に行われた工事に係るもの）を提出してください。

## 3. 注意事項

- 計画変更がある場合は、変更部分に係る工事に着手する前に計画変更の確認済証を受けてください。
- 省エネ適合性判定を受けた建築物がある場合は、変更手続きの要否などについて、早めに省エネ適合性判定の担当者にご相談ください。※1
- 十分余裕を持って完了検査の日時を定めてください。
- 消防検査、総合設計、条例、要綱等の検査が必要な場合は事前に関係機関と相談してください。
- 原則として、事前に消防検査を受けてください。

- 東京都内で建築する場合は、申請時に次の書類をご提出ください。

※[法第12条第5項に基づく]建築工事施工計画等の報告と建築材料試験より

- 建築工事施工計画報告書（写し）（1部）
- 建築工事施工結果報告書（完了）（2部）※1
- 鉄骨工事施工結果報告書（完了）（2部）※1
- 施工状況報告資料（1部）

中間検査の申請時に提出したものと同一の場合は不要です。

細則で定めるミルシート、材料試験結果等の書類、工事写真等（B方式は一部省略されます。）

※1省エネ適合性判定を受けた省エネ計画に対して変更がある場合、変更の内容によっては、軽微変更該当証明書の交付を受ける必要があります。軽微変更該当証明書は、そのご申請から交付までの手続きに時間を要する場合もありますので、十分余裕を持ってご相談ください。

「施工状況報告資料」について

2024.11.01  
(別紙)

この構造関係書類一覧表に示す書類は、中間検査、完了検査および仮使用認定の際に工事監理の状況を把握するために必要な書類となります。検査の当日にご用意をお願いします。なお、構造関係書類一覧表に示す書類は、工事内容において必要な書類の一例であり、表に該当しない工事内容がある場合等で、表に示す書類以外に工事監理の状況を把握するために必要な書類がある場合は、必要に応じて提出又は提示をお願いしますことがあります。

構造関係書類一覧表

	No.	書類	提出又は提示の区分
基礎工事	1	地盤調査報告書	△
	2	杭工法評定書、大臣認定書・別添	△
	3	杭の施工結果報告書（施工偏心記録及び鉄筋、鋼材、杭頭補強筋等のミルシート含む）	○
	4	支持層の確認記録(直接基礎の場合は床付面の状況記録)	○
	5	平板載荷試験等の結果報告書	○
	6	地盤改良施工報告書(室内配合試験報告書および一軸圧縮試験結果報告書を含む)	○
コンクリート工事	1	コンクリート配合計画書※1（高強度コンクリートの場合は、大臣認定書・別添含む）	○
	2	フレッシュコンクリートのスランプ、空気量、温度及び塩化物量試験報告書	△
	3	コンクリート圧縮強度試験報告書	○
	4	コンクリート工事施工結果報告書※2	●
	5	鉄筋のミルシート(溶接閉鎖型筋継手部の強度試験結果を含む)	○
	6	鉄筋継手強度試験報告書（外観検査、超音波探傷試験、引張試験）	○
	7	PC鋼棒、PC鋼線及びPC鋼より線の規格証明書 プレストレス導入張力の管理記録及び張力導入時のコンクリート圧縮強度試験報告書	○
	8	プレキャスト部材製品検査記録及び出荷時のコンクリート圧縮強度試験報告書 プレキャスト部材継手部の施工管理記録(グラウト充填状況等)	○
鉄骨工事	1	鉄骨製作工場大臣認定書	○
	2	鉄骨工事製作要領書	○
	3	鋼材等のミルシート（鋼材等の流通経路を示す書類）	○
	4	工場溶接部の第三者検査報告書（外観＋超音波探傷）	○
	5	現場溶接部の第三者検査報告書((外観＋超音波探傷) 及び溶接状況の管理記録(余熱、パス間温度))	○
	6	溶接部の強度試験成績書(内質検査記録)	△
	7	製作工場の製品検査報告書、工場溶接部の社内検査記録（外観＋超音波探傷）	△
	8	建て方・建て方精度施工管理記録	△
	9	ボルト類の強度試験報告書	△
	10	高力ボルトの現場軸力導入試験報告書	△
	11	高力ボルトの締付け検査記録	△
	12	合成スラブの施工状況記録	△
	13	露出柱脚のアンカーボルトの締付け状況記録(戻り止め措置の方法、ボルト長さ)	○
	14	技術評価取得の露出型柱脚部の施工管理報告書	○
	15	鉄骨工事施工結果報告書※2	●

【提出又は提示の区分】

- ：提出が必要なもの
- ：該当する場合に提示が必要なもの
- ▲：検査員が必要と判断した場合に提出が必要なもの
- △：検査員が必要と判断した場合に提示が必要なもの

※1 JIS規定外材料を用いたコンクリートについては試験練報告書、JIS規格同等であることの適合性が確認できる資料を提示ください。

※2 特定行政庁が様式を別に定めている場合はその様式を使用してください。

構造関係書類一覧表

	No.	書類	提出又は提示の区分
免震工事	1	製品検査報告書(性能試験結果含む)	○
	2	ミルシート(免震材料の大臣認定に含まれないアンカーボルト、ベースプレート等)	○
	3	免震材料の据え付け記録	△
	4	免震クリアランス検査記録(完了検査の場合)	△
※完了検査時には構造担当者が免震層に入り目視確認等を行います。			
制振工事	1	製品検査報告書(性能試験結果、据え付け記録含む)	○
	2	ミルシート	○
※完了検査時には構造担当者が制振部材を抽出して目視確認等を行います。			
その他	1	上記以外の大臣認定材料等特殊な材料の規格証明書又は材料試験結果書	○
	2	法第7条の5に基づく検査の特例を受ける場合、屋根の小屋組の工事、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事、RC造の基礎の配筋工事及び特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における構造耐力上主要な部分の軸組、仕口等の接合部、鉄筋部分等の工事完了時の写真(完了検査の場合)	●
	3	工事監理報告書	▲
	4	その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するために特に必要があると認めて規則で定める書類	○

【提出又は提示の区分】

- : 提出が必要なもの
- : 該当する場合に提示が必要なもの
- ▲ : 検査員が必要と判断した場合に提出が必要なもの
- △ : 検査員が必要と判断した場合に提示が必要なもの